

第2節 青年農業者地域貢献支援事業

(事業の目的)

第44条 青年農業者地域貢献支援事業（以下「地域貢献事業」という。）は、青年農業者等の組織が行う地域貢献活動や地域活性化活動を支援し、地域に歓迎される活動を促進することを目的とする。

(事業の対象及び要件)

第45条 地域貢献事業の対象は、青年農業者等が自ら組織する地区及び市町段階の集団とする。

- 2 組織が行う活動のうち、地域への貢献活動や地域の活性化、農業の理解・就農に向けた意識啓発等の活動を対象とする。
- 3 組織の利益につながる活動は対象外とする。

(事業の実施)

第46条 地域貢献事業の実施にあたっては、組織の規約及び事業実施計画に基づき、目的に沿った活動をするものとする。

(申請)

第47条 地域貢献事業の助成を受けようとする組織の長は、原則として事業実施30日前までに、青年農業者地域貢献促進事業助成申請書（別記様式第1号）を指導機関の意見を付して理事長に提出するものとする。

(給付)

第48条 理事長は申請書の内容を審査し、適當と認めたときは、助成金給付決定書（別記様式第2号）をもって申請者に通知するものとする。

- 2 また、助成金給付決定した旨（別記様式第3号）を指導機関に通知するものとする。
- 3 納付決定を受けた者は、納付決定後速やかに助成金給付請求書（別記様式第4号）を理事長に提出し、その提出をもって助成金を給付するものとする。

(報 告)

第 49 条 助成金の給付を受けた組織の長は、事業終了後 30 日以内に青年農業者地域貢献支援事業実績報告書（別記様式第 5 号）を指導機関を経由して理事長に提出するものとする。